

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (28225)	
地域名 (地域内農業集落名)	東 (東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月22日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該区は中山間地に位置しており、現在の耕作者は70歳以上が半数を占めており、農業経営の規模縮小、継続困難な状況が起きている。また、後継者がいない農業者が58%あることから、今後の地域農業の在り方や農地利用について地域計画を定め地域全体で取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、早期米(ちほみのり)と普通米(コシヒカリ)の水稻栽培を中心とし、離農による農地集積は東集落営農組合で受け入れるものとする。

また、農地及び周辺管理については、東集落営農組合が耕耘管理、共友会が草刈り作業といった作業分担を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農用地区域とし、その他農地利用している土地も範囲とする。
東集落営農組合が主となり、作付・保全管理とする農地を決定するものとする。
小規模ほ場については、自作農家を中心に継続して農地利用を行うものとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンク等を活用し、東集落営農組合への農地集積及び集約化による面積拡大を基本とし、地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの制度周知を積極的に行い、地域内農業者の理解を深め、利用者数を増やす。 現在の利用権設定及び離農等による農地の権利設定は、農地バンクを活用したものに變更していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来の営農及び土地利用を行ううえで、農地の大区画化又は灌漑施設等の再整備は必須であり、また作業等の省力化、効率化を図るうえで大型機械の導入等も構想として地域農業を守っていく上で農地の大型化また給水施設の整備等に取り組み、大型機械の導入等により少人数での作業、効率化等が可能とする体制整備に取り組む必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
総会及び役員会時に貸し手借り手の要望を聞き取りを行い、特に高齢者からの意見を聞く機会を設ける。 担い手の育成については、地区内の若手をオペレーターとして育成し、積極的に農業参加してもらうよう働きかける。 また地区外等の新規就農者の受け入れも前向きに検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、東集落営農組合が行うため、他の事業体は現段階では考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)として、地域内での情報共有を図り、侵入防止柵の修繕や新設を行い、鳥獣被害の減少を図っていく。
⑦中山間地域等直接支払事業等を活用しながら農地の適切な保全管理等を継続して実施する。